

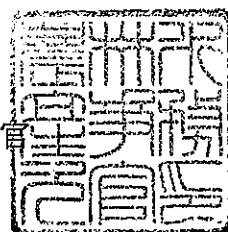


27経営第3277号

平成28年3月29日

全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農業委員会交付金事業実施要領の一部改正について

農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙の新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 趣旨            農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務（以下「必須事務」という。）の円滑な処理を期するため、この要領の定めるところにより、農業委員会交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施するものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容及び実施            1 事業の内容            法第2条第1項の交付金が交付される交付金事業の内容は、次のとおりとする。            (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当の支給            農業委員会が法第4条第1項に規定する委員（以下「農業委員」という。）及び法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に対し、必須事務を処理するための報酬として手当を支給すること。            (2) 職員の設置            農業委員会が必須事務を処理するため、法第26条第1項に規定する職員を置くこと。            (3) 農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備</p>	<p>第1 趣旨            農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する事項に関する事務（以下「法令事務」という。）の円滑な処理を期するため、この要領の定めるところにより、農業委員会交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施するものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容及び実施            1 事業の内容            法第2条第1項の交付金が交付される交付金事業の内容は、次のとおりとする。            (1) 委員手当の支給            農業委員会が法第4条に規定する委員に対し、法令事務を処理するための報酬として手当を支給すること。            (2) 職員の設置            農業委員会が法令事務を処理するため、法第20条第1項に規定する職員を置くこと。            (3) 農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備</p>

ア 農業委員会が必須事務を処理するに当たり必要な調査を行うこと。

イ 農業委員会が必須事務を処理するに当たり必要な資料を整備すること。

2 事業の実施

(1) [略]

(2) 農業委員会は、1の(1)の農業委員及び推進委員の手当の支給を行う場合には、農業委員及び推進委員の業務日誌等を備え、活動内容（日時、場所、活動内容等）を記録するものとし、実際に応じて支給するものとする。

第4～第7 [略]

ア 農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な調査を行うこと。

イ 農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料を整備すること。

2 事業の実施

(1) [略]

(2) 農業委員会は、1の(1)の委員手当の支給を行う場合には、委員の業務日誌等を備え、活動内容（日時、場所、活動内容等）を記録するものとし、実際に応じて支給するものとする。

第4～第7 [略]

改正後	現行																
<p>別表 実施要領第4の農業委員会交付金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>別表 実施要領第4の農業委員会交付金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げるとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 145 598 1108">経費</th> <th data-bbox="502 1108 790 2060">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 145 790 705"> <u>農業委員及び推進委員</u> 手当 </td> <td data-bbox="598 705 790 1108"> <u>農業委員及び推進委員</u>の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 145 933 1108">職員設置費</td> <td data-bbox="790 705 933 1108">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 145 1104 1108">農地調査・資料整備費</td> <td data-bbox="933 705 1104 1108">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	経費	内容	<u>農業委員及び推進委員</u> 手当	<u>農業委員及び推進委員</u> の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。)	職員設置費	[略]	農地調査・資料整備費	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1108 598 2060">経費</th> <th data-bbox="502 145 790 705">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 1108 790 145"> <u>委員</u>手当 </td> <td data-bbox="598 145 790 705"> <u>委員</u>の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1108 933 2060">職員設置費</td> <td data-bbox="790 145 933 705">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 1108 1104 2060">農地調査・資料整備費</td> <td data-bbox="933 145 1104 705">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	経費	内容	<u>委員</u> 手当	<u>委員</u> の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。)	職員設置費	[略]	農地調査・資料整備費	[略]
経費	内容																
<u>農業委員及び推進委員</u> 手当	<u>農業委員及び推進委員</u> の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。)																
職員設置費	[略]																
農地調査・資料整備費	[略]																
経費	内容																
<u>委員</u> 手当	<u>委員</u> の手当 (農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。)																
職員設置費	[略]																
農地調査・資料整備費	[略]																

改正後

現行

別紙 平成 年度農業委員会交付金事業の実施状況定期報告書  
 ○○農業委員会

別紙 平成 年度農業委員会交付金事業の実施状況定期報告書  
 ○○農業委員会

第1 委員の手当

第1 委員の手当

月別	活動した農業委員及び推進委員の人数	手当の単価	活動延べ時間数又は日数	主な活動内容
月				
月				
月				

注：「活動した農業委員及び推進委員の人数」欄には、当該月に必須事務を処理するための活動を実施した農業委員及び推進委員の数を、それぞれ記載するものとする。

第2 [略]

第3 調査・資料整備費

月別	活動延べ日数	対象農地面積	主な活動内容
月			
月			
月			

注：「活動延べ日数」欄については、農業委員、推進委員、農業委員会職員、補助人員による

月別	活動委員の人数	手当の単価 (日給又は時間給)	活動延べ時間数又は日数	主な活動内容
月				
月				
月				

注：「活動委員の人数」欄には、当該月に懇会へ出席するなど、法令業務を処理するための活動を実施した委員の数を記載するものとする。

第2 [略]

第3 調査・資料整備費

月別	活動延べ日数	対象農地面積	主な活動内容
月			
月			
月			

注：「活動延べ日数」欄については、農業委員、農業委員会職員、補助人員による法令事務

る必須事務処理のための農地の調査に要した実働延べ日数を記載することとする。  
「対象農地面積」欄については、調査の対象となった農地面積を記載することとする。  
「主な活動内容」欄については、調査内容と交付金を活用した経費を記載することとする。なお、消耗品の購入については、伝票の写しを添付すること。

処理のための農地の調査に要した実働延べ日数を記載することとする。  
「対象農地面積」欄については、調査の対象となった農地面積を記載することとする。  
「主な活動内容」欄については、調査内容と交付金を活用した経費を記載することとする。なお、消耗品の購入については、伝票の写しを添付すること。

附 則 (平成28年3月29日付け27経営第3277号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。